

平成 29 年 8 月 22 日

各 位

株 式 会 社 光 ・ 彩
代 表 取 締 役 社 長 深 沢 栄 二
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 8 7 8)
問 合 せ 先
社 長 室 室 長 吉 田 貴
T E L 0 5 5 1 - 2 8 - 4 1 8 1

内部調査委員会設置に関するお知らせ

平成29年8月18日付「当社経理部門責任者の不正行為に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社経理部門責任者（以下「経理責任者」といいます。）による不正行為について、社内調査を進めてまいりました。

その結果、現時点の調査により、経理責任者による会計処理、資金移動等について不正がないかを網羅的に検証し、本件にかかる事実関係、事態発生背景などを客観的かつ正確に把握する必要性を認識し、客観的かつ公正な立場である専門家で構成する内部調査委員会による調査を行うべきであると判断いたしました。

内部調査とした理由としましては、東京国税局の調査を契機とした、突然に認知された緊急性の高い事情であり、当社と無関係の第三者を選択することで要する状況把握の調査、説明等に時間を割くことができず、当社関係者との密な連絡を取れないこと、また、内部調査委員それぞれが高度な専門性を基礎とする資格を有しており、且つ職業倫理を揺るがすことは考えにくいためであります。以上のことから、本日開催の当社取締役会において、内部調査委員会の設置を決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 内部調査委員会の構成（敬称略、順不同）

| | | |
|-----|-------|---|
| 委員長 | 三谷 和久 | 真法律会計事務所 弁護士 (当社顧問弁護士) |
| 委員 | 新里 清高 | 埴原法律事務所 弁護士 (当社顧問弁護士) |
| 委員 | 紺谷 宏 | 税理士法人丸の内ビジネスコンサルティング 公認会計士 (当社顧問税理士法人に所属する公認会計士) |

※内部調査委員会には、調査にあたって必要かつ十分な調査補助者を置くものといたします。なお、調査補助者は、上記内部調査委員が所属する弁護士事務所、税理士法人に所属する者が当たります。

2. 内部調査委員会による調査の目的

- ①本件に起因する会計に与える影響および金額の見積りに必要な調査
- ②事実関係、事態発生の背景等の調査、発生原因および問題点の調査分析
- ③本件発生に関する内部統制、コンプライアンス、ガバナンス上の問題点の調査分析
- ④上記を踏まえた、当社が行うべき再発防止策の策定

3. 今後の対応

内部調査委員会は、速やかに調査を開始いたしますが、内部調査委員会による調査には相当程度時間を要することから、調査報告書のとりまとめおよび当社取締役会への報告日程に関しては、今後一か月程度の期間を想定しております。

4. 今後の対応について

当社は、内部調査委員会の調査に対して全面的に協力してまいります。また、内部調査委員会からの調査報告については受領後速やかに開示するとともに、内部調査委員会の調査により開示すべき事実が判明し次第、適時開示してまいります。

以上